

回 答 書

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等分布調査業務委託

に関する質問に対し、次のとおり回答します。

(令和5年11月14日・15日受付分)

質 問	回 答
<p>工期が令和6年1月中旬から令和6年3月31日となっていますが、工期延期については、考えておられますか。</p> <p>お考えなら、想定工期をお教えてください。</p>	<p>受注者は、受注者の責めに帰すことができない事由等により履行期限までに業務を完了することができない場合は、履行期限の延期を請求することができます。</p> <p>履行期限の延期の請求があった場合、必要があると認められるときは、議会の承認を得た後、履行期間の延期をします。</p> <p>その場合でも、令和6年9月頃を限度と想定しています。</p>
<p>工期がR6/3/31となっていますが、繰越延長は可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、どのくらい延長可能でしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者に同種・類似業務の経験があれば構いません。</p> <p>③申請基準日（令和5年11月6日）までに業務を完了しているものに限りです。</p>
<p>「同種・類似業務とは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査、土砂災害防止法に基づく基礎調査をいう。」とあります。</p> <p>①上記のうち、いずれかの実績を1件以上有していれば良いという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②担当技術者を複数配置する場合は、全ての担当技術者について同種・類似業務の実績が必要でしょうか。</p> <p>③現在履行中の案件は、実績として認められるでしょうか。</p>	